

行政事件訴訟法案逐条説明

本日議題になつておりまする行政事件訴訟法案につきまして、すでに提案理由の説明がありましたので、以下逐条的にその立法の趣旨をご説明申し上げます。

まず、第一章総則におきまして、本法と他の法律との関係における基本的適用の問題を第一条及び第七条において規定しております。すなわち、この行政事件訴訟法案は、行政事件訴訟についての一般法たる性格を持つものであることを明らかにいたしますとともに、行政事件訴訟が一般の民事訴訟と基本的には性格を異にする面があることにかんがみ、現行の行政事件訴訟特例法におけるか如く、単に民事訴訟の特例を規定するのみにとどまるべきものではないとし、従来の考え方と異なり、行政事件訴訟についての統一的な法律としてこれに関する規定を設けようとしているのであります。本法を題名において行政事件訴訟法といたしました趣旨もここにあるのであります。

次に、総則における第二の問題といたしましては、第三条ないし第

一

二

六条において定義規定を設けることといたしましたこととあります。すなわち、現行の特例法は単に行政事件を行政庁の違法な処分取償又は変更を求める訴訟その他公法上の権利関係の訴訟といたしてあるにすぎないため、行政事件たる性質を持つ訴訟の範囲並びに各種の形態の訴訟について如何なる範囲でどの法規が適用されるかが明確を欠いておりましたか、本法は、行政事件訴訟を第二条乃至第六条に規定しておりますように、その訴訟の形態を類型化して明確にすると同時に、第二章以下の規定によつてそれぞれその訴訟に適用される規定の範囲を明らかにし、従前の疑義を明らかにしたのであります。

以上二つが総則の規定における根本的趣旨であります。以下、総則の各条についてご説明申し上げます。

第一条は、たまた今申しましたこの法律が行政事件訴訟について一般法であることを明らかにしたものであります。従いまして行政事件訴訟について私的独占禁止法その他各種の行政法規に訴訟に関する特別

の定めがあります場合には、まずそれらの規定が適用され、その他の事項についてこの法律が適用されることとなるのであります。

次に第二条は、先程申し上げました趣旨の訴訟の類型化といたしまして行政事件訴訟を抗告訴訟、当事者訴訟、比衆訴訟及び相關訴訟に大別いたしましたものであります。これらの訴訟の定義につきましては、次の第三条以下においてこれを明らかにすることといたしました。次の第三条は、そのうちまず抗告訴訟に關し規定することといたしましたものであります。

まず第一項に抗告訴訟の一般的意義を明らかにしております。この抗告訴訟のうちには、更に各種の類型の訴訟が考えられますので第二項ないし第五項において四つの訴訟を取り上げ、その意義を明らかにいたしておりますか、抗告訴訟を単にこれら四つの訴訟に限定する趣旨ではなく、そのために第一項の抗告訴訟の定義は極めて包括的に規定いたしてある次第であります。そして第二項以下の四つの

三

訴訟以外に公権力の行使に關する不服の性質を持つ訴訟が認められるかとうか、認められるとすればどのような訴訟が考えられるか、につきましても現在判例字訟上一定いたしていないところとございますか、もしこのような訴訟が認められるといたしますれば、その訴訟は、これを抗告訴訟といたす趣旨なのであります。

四

次に第二項の処分取消しの訴えにつきましては、現行法では行政庁の違法な処分を取消し又は変更を求める訴訟としておりますがその変更の意味は既に字訟判例上一部取消しの趣旨に解されておりますので、ここでの定義としては単に処分取消しの訴えといたしたたのであります。さらに第二項におきまして、現行法と異なり、「その他公権力の行使に當る行為」の又字を付加いたしましたのは、精神病患者の即時強制収容等いわゆる事実行為をこれに含める趣旨であります。

次に第三項で現行法と異なり特に裁決の取消しの訴えを別の類型

といいたしましたのは、第八条、第十條第二項等において処分の取消しの訴えと裁決の取消しの訴えとをわけて規定する必要があるからであります。

次に第四項の無効等確認の訴えに換する規定は、従来この種の訴訟が抗告訴訟か当事者訴訟か学説判例上疑義がありましたので、これを抗告訴訟といふことを明確にしたものであります。なお、この無効等確認の訴えが如何なる場合に提起することかできるかにつきまして第二章第二節第三十六條においてこれを明らかにしております。

第五項の不作為の違法無記の訴えにつきましては、行政庁か、法令に基づき申請に対して相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきにかかわらず、これをしないとときには、それは法律上の争訟として違法の問題と考えられるのであります。現行法上はこの種の訴訟が果して認められるべきものか否か必ずしも明らかではありません。

五

ませんので、この訴えが許さるべき要件を明らかにするため、ここに明記することにしたのであります。てありますから、この訴えは何らかの処分をなすへきてあるにかかわらず、これをしないことか違法であるというのであります。具体的にある特定の処分をなすへきことを謂ふことを許す趣旨のもてはなく、処分をしないことか違法であるということか判決によつて確認されますと何らかの処分をなさなければならぬという拘束力が生ずるのであります。

六

さらにこの訴えの要件について若干補足いたしますと、法令に基づき申請権がある場合に限られるのであります。しかもこの訴えは、第三十七條で規定しておりますように申請をした者のみに許されるのでございます。また、ここに相当の期間内といいたしましたのは、各種の行政処分について一律に期間をきめることか適当ではないからであります。結局は裁判所が事案の性質等を個々の判

断してこれをきめることにするほかはないからであります。なお、行政庁が申請を拒否したりあるいは又、特定の行政法規にありますように一定期間内に処分しないときはこれを拒否または承認したものとみなす規定があります。この訴えによるのではなく、第二項の処分取消しの訴えの形で不服の訴訟を提起いたすことになります。

次に第四条は、当事者訴訟として二つの形態の訴訟を規定いたしております。まず前段の訴訟につきまして、たとえば行政庁が決定いたしました損失補償や員収対価等の額の増減を求める訴訟のように行政処分を不服として、これを争う性質の訴訟でありまして、多くの行政法規で規定いたしておりますように行政庁を被告とせずそれに直接の利害関係がある起業者その他の実質上の当事者を被告としたし、ておりますものは、訴訟の型態として抗告訴訟と異なるものであります。従い、これを当事者訴訟として規定いたした次第であります。従い

七

まして、この訴訟に当るものと認められるためには特に法令において実質的当事者を被告とする旨が定められてある場合に限られるものがあります。後段の訴訟はたとえば俸給の請求が争われる訴訟のように、実質上の当事者間において公法上の法律関係が争われる訴訟を規定したものであります。

八

次に第五条で民衆訴訟に関する規定をいっております。これは選挙訴訟のように自己の法律上の利益に直接かわりのない者から提起される訴訟でありまして、従いましてこの訴訟は第四十二条に規定いたしておりますとおり、法律で特に記めていふ場合に許されるのであります。また、この取組の右方、かような訴訟を提起することかてきるかも法律で定めることといたしておるわけでございます。

次に、六条の権限訴訟につきましては、地方自治法等に規定されている職務執行命令訴訟のように、同相互間の訴訟でありまして、それには国又は地方公共団体その他の公共団体の内部における権限相互の

権限争訟及び国の機関と公共団体の機関との間の権限争訟を含む趣旨  
てあります。この訴訟は、その性質に照らし、第四十二条で規定いた  
してありますように特に法律の明文がある場合においてのみ許される  
訴訟であります。

第七条につきましては既に冒頭において述べましたところでありま  
すが、本法は行政事件訴訟についての統一的一般法といたす趣旨であ  
りますか、民事訴訟法に規定されておるすへての訴訟事項を本法で規  
定いたしますのは、かえつて無用の複雑をきたしますので、本法に規  
定しない事項については民訴の規定を準用してこれをまかなうこと  
にいたしましたのであります。

次に第二章において抗告訴訟に關する規定を設け、そのうち第一節  
で取消訴訟に適用されるべき事項を規定いたしております。

まず第八条におきまして、現行の特例法の抹つております訴願前置  
主義を原則として廃止することについていたしております。従来、訴願前置

主義に對しましては、国民の権利の伸長に支障を与える面が少なく  
いとの見地から、種々の批判があつたわけがございます。もちろん、  
その批判は別途本国会に提案いたされております行政不服審査法に  
より取除かれる部分もございますか、しかしなお、国民が訴訟によつ  
て権利救済を求めようとするに訴願を経るからでなければ出訴でき  
ないとして、訴願をすることを強制いたしますのは妥当でないと考え  
られるのであります。もちろん、訴願前置を必要とするについてはそれ  
相応の理由のある場合もございますので、それについてはそれぞれ例  
外を認むべきではありませんか、一般的には、今申しましたように、訴  
願前置を必要要件とすることは国民の権利伸長の見地からこれを廃止  
することといたしましたのであります。従いまして、この結果、国民にお  
いて行政処分に対し不服がある場合に行政不服審査法による不服申立  
てをするか、本法の取消訴訟を自ら提起するか、いずれの途を選ぶ  
かを国民が自由に決定することからなることになるわけがありますし、

また、これら二つの申立てを同時にいたすことも可能に相成るわけでありませぬ。

第一項は、右に申し上げましたように、原則として訴願前置主義を廃止し特に訴願前置を必要とするような処分についてはその旨をそれぞれ特別法で定めることにしたものでございます。なお、その訴願前置主義を規定するのを法律に限定いたしましたのは、命令、条例等にかかる事項を規定するのは適当でないからであります。

第二項は、訴願前置主義を採る場合でもそれによつて生ずる弊害を排除し必要があるものでありまして、しかもこのことは各特別法で訴願前置を規定する場合に共通する事柄でありますので、ここに一定の事由がある場合には訴願を註なくともよい旨を定めたのであります。この趣旨は現行の特例法第二條ただし書と同じであります。

次に第三項は、原則として訴願前置を廃止しました結果、訴願と訴訟が同時に並行する場合が多くなることか予想されますので、こ

一一

れら二つの手続の調整を図つたものであります。すなわち、裁判所において、さきに訴願に對する裁決をなさしめるのか相当と考える場合には、その裁決により訴訟手続を中止することかできるといたしましたのであります。

一二

次に第九條の原告適格の規定につきましては、現行の特例法はこれに關する規定はなく一般の民事訴訟の原則によつておるのであります。して本條もその原則を明らかにしたにとまらるものでありますか、た本條においては民衆訴訟及び機關訴訟を特定しておりますので、それとの關係において、このことを特に明記したものであります。

かつこの書の箇所は、従来、たとえは免職や除名などの処分の効果か、任期の満了その他の理由でなくなつた場合に取付訴訟の利益か失なわれるか否かにつきまして解釈上疑義がございまして、その場合でも俸給や歳費請求権の行使などなお回復すべき法律上の利益がある場合には利益がある趣旨を特に明らかにしたものであります。

なお、当該処分により扱つた担保の賠償は、別途訴訟において解決せらるべき問題でありまして、これがあるからといつて、ここにいう回復すべき法律上の利益あることとはならないのは解状上当然と考えられます。

次に第十條の第一項は、取消訴訟においては自己の法律上の利益に全く関係のない手続法規違反等の違法事由はこれを主張することからできないことといたしております。かかる主張はそのことにより排斥できることといたしたのであります。このことは従来の学説判例の考えに沿つたにすぎないものであります。

第二項は処分の取消しの訴えと裁決の取消しの訴えとの関係を前者を中心として調整を規定したものであります。現行法上はこの点について何らの規定がございませんので裁判所の取扱が区々になつておりまして、処分を維持した裁決の取消しの訴えにおいて原処分の違法をも主張する場合が少くなく、訴訟経済の上からいかがかと存せられますし、また、原処分の取消しの訴えと裁決の取消しの訴

一三

一四

えとか別々の裁判所に並行して提訴され、しかも実質上同じ違法事由から主張され審議されて、裁判所の判断が抵触する場合も生じまして、これら両訴の取扱いについて現在困難な事態になつております。それで原処分の取消しの訴えと原処分を維持した裁決の取消しの訴えとを提起することからできる場合には、原処分の違法は処分の取消しの訴えにおいてのみ主張することからできるものとし、裁決の取消しの訴えにおいては裁決の手続上の違法その他裁決固有の違法のみを主張することからできることにしたのであります。なお、海難審判法等の特別法において、原処分については取消しの訴えを許さず、裁決についてはのみ取消しの訴えを許すことになつてゐるものについては、本項の規定の適用がないことは申すまでもありません。

次に第十一條は、執行の特例法第三條の建前を維持することにしたものであります。ただ従来解決上疑義がありましたので一項但書及び第二項等を新設してこれを明らかにしたものであります。

次に第十二条の管轄の規定について申し上げます。取消訴訟は、一般管轄としては被告行政庁の所在地の裁判所の管轄に属するとしたものであります。現行の特例法第四十条は、被告行政庁の所在地の裁判所の専属管轄となつておりまして、訴えを提起する者にとつて不便を生じておりましたので、この管轄の専属を廃止することにしたのであります。従つてこの結果、民事訴訟法の専属管轄、合意管轄その他移送等の規定が適用されることになるわけであります。

次に第二項及び第三項において、国民の権利救済を容易にするため二つの特別管轄を認めることといたしております。第二項の不動産又は場所の所在地にしても、また、専業の処理に当つた下級行政機関の所在地にしましてもこれらに係る処分取消しの訴えと直接な関連を持つものでありますから、その地の裁判所に管轄を認めるのが相当と思われるのであります。なお、第二項の特定の場所に係る処分とは、たとえば四国におけるハス路線に係る運輸大臣の不許

可処分如きをいうのでありまして、この不許可処分取消しの訴えは、第一項によつて東京の地方裁判所の管轄に属すると同時に本項の規定により四国のその地の地方裁判所の管轄にも属することになります。また、第三項の事案の処理に当つた下級行政機関とは、たとえ九州のある省の出先機関が大臣の免職処分について必要な調査をし、これを具申したような事案の場合におけるその出先機関をいうのでありまして、この場合には、東京の地方裁判所のみか、当該機関の所在地の地方裁判所にもその処分の取消しの訴えを提起することかてきることになります。

次に第十三条は、取消訴訟とそれに関連する請求とが別々の裁判所に係属している場合に、訴訟の経緯と事件の迅速処理との観点から関連請求の係属する裁判所から取消訴訟の係属する裁判所に事件の移送を認め、一つの裁判所においてこれを審理することかてきるようにしたものであります。この移送は、右の趣旨に基づくものでありま

すから、関連請求が取消訴訟の係属する裁判所に管轄がない場合においても特にこれを認めないものとあります。また、関連請求事件が簡易裁判所に係属する場合に取消訴訟の係属する地方裁判所に移送することを認める趣旨でもあります。しかし、ただし書にありますように、取消訴訟又は関連請求訴訟が一番又は控訴審として高等裁判所に係属する場合には、審級の利益を争うことにもなりますので、右の移送はこれを認めないことにいたします。

次に本条において関連請求の範囲を各号に指けて、できるだけ明確にしておりますか、これは現行の特例法第六条が単に原扶回復又は損害賠償その他関連する請求と規定しておりまして解釈上の疑義があつたからであります。さて第一号は、現行法の表現と同じでありますので別段補足説明を要しないと考えます。第二号は、帯納処分や土地収用の手続のように一連の段階をおつて数回の処分がなされるような場合には、その手続中の個々の処分の取消しの訴えは相

一七

互に関連請求となるもの趣旨であります。第三号は、原処分の取消しの請求に対しての訴訟裁決の取消しの請求が関連請求であること、また、第四号は逆に訴訟裁決の取消しの請求に対し原処分の取消しの請求が関連請求になることを明らかにしたものであります。第五号は、一つの処分又は訴訟裁決に対し数人の者から提起される処分又は裁決の取消しの請求は互に関連請求であることを明らかにしたものであります。第六号は、関連請求は右の各号には限られないものであります。

一八

次に第十四条は、第一項において、現行の出訴期間六ヶ月を三ヶ月にしております。その趣旨は、出訴期間が長期にすぎることにより行政上の法律関係の安定に支障を来たすことも少くありませんし、訴訟の立法例においても六ヶ月の如き長期間の出訴期間を認めておるものはなく、また、一般法たる本法において出訴期間が長期に失しますとかえつて各種特別法規においてより短期の出訴期間を定める傾向を生じ、その

間不統一を生ずる弊害があるわけでありませぬ。他方、従来の出訴の情  
況に照らしましても、また、この出訴期間は、原告が処分を知つた日  
から起算されるものであり、かつこれを不熟期間といたしておるのて  
ありますから、現行の出訴期間を短縮いたしまして出訴権を制約す  
るような支障は生しないものと考えられます。このような諸種の事情  
を勘案いたしまして、その出訴期間を三ヶ月とするのが適当と考えた  
次第であります。

次に第三項におきまして、現行規定における疎明を落しましたの  
は、出訴期間が訴訟要件である点にかんかみますと正当理由がある  
ことを疎明することにして現行の規定は適当ではないからであ  
りまして、一般の訴訟要件と同様に証明することにしたのでありま  
す。

次に第四項で行政庁が誤つて審査請求をできる旨を教示した場合  
の出訴期間の起算日について新たに規定を設けましたのは、現行法

一九

の解釈として審査請求が不適法であるときにはこの出訴期間の延長  
の利益を受けることかてきないとされているのでございませぬか、  
行政不服審査法案において教示の規定が設けられ、行政庁が誤つて  
教示した場合について特に救済の規定を設けることにいたしてあり  
ます趣旨に従ひまして、出訴期間についても特段の考慮をいたすこ  
とにしたものであります。

二〇

次に第十五条は、原告が被告とすべき者を誤つた場合の救済を定め  
たものであります。また、その趣旨においては、現行の特例法第七条と同  
してあります。また、現行法におきましては単に被告を変更すること  
かできるとのみ規定しているにすぎませんので、変更前の被告は正当  
かどうかに関連して訴訟当事者の地位が不明確となり訴訟手続の安定  
を害してありますので、本条におきましては、裁判所が被告変更の許否  
を決定するという建前を抹つてこれを明私にすることとしたわけであ  
ります。この討議の決定のうち、被告の変更を許す決定に対しまして

は、その性質上新旧両被告は不服を申立てることかてきないこととし、その決定によつて直ちに被告は従前の者から新被告に変わる事となるのであります。なお、第六項において、被告変更の申立てを却下する決定に対しては即時抗告かてきることとし、また、第七項において、上訴審で被告変更の決定をしたときは、その訴訟を管轄裁判所に移送しなればならない旨を明らかにしたのであります。

次に第十六条ないし第十九条に各種の併合について規定をいたしておりますか、これは現行の特例法第六条か同に失して解釈上疑義かこさいますので、これをそれぞれの場合において分けて規定することにいたしましたのであります。

第十六条の請求の客観的併合の規定は、取消訴訟には、関連請求に限られ、訴えを併合することを認められたものであります。

第十七条の共同訴訟の規定は、関連請求に限つて共同訴訟を認めることを明らかにしたものであります。

一一

第十八条及び第十九条は、原告又は第三者か取消訴訟の口頭弁論の終結にいたるまで関連請求に限つてその取消訴訟に併合して提起することとを認めた規定であります。もちろん、これらの追加的併合におきまして、追加される請求か出訴期間の経過等により本来不適法であるものを併合することによつて適法な請求となることを認める趣旨ではございませぬ。なお、第十九条に第二項の規定をおきました趣旨は、第一項による追加的併合か認められるかとうかにかかわらず、民事訴訟法の規定による訴えの変更の要件を充ておる場合には、それが許されることを含のため明らかにしたものであります。

一二

第二十條は、第十條第二項で説明申し上げましたとおり、原処分を維持する裁決の取消しの訴えにおいては、その原処分の違法を理由として取消しを求めることかてきないことかていたしておりますので、この制限によつて原告に不測の不利益を与えないように、裁決の取消しの訴えが控訴審に係属いたしております場合においても、処分の取

消しの訴えの被告の同意を得ることなくして裁決の取消しの訴えにこれを追加的に併合することかてきるようにいたしますとともに、また出訴期間の遵守につきましても裁決の取消しの訴えを提起したときに如分の取消しの訴えの提起があつたものとみなすことにしたものであります。

次に第二十一条は、取消訴訟の請求を国又は公共団体に対する損害賠償その他の請求に交替的に変更することを認められたものであります。現行法には、これに關する何らの規定がありませんので判例も区々にわたり解釈上一定いたしておりません。と申しますのは行政事件を民事事件に変更することはその訴訟手続を異にするものに変更するわけでありますので、民事訴訟法の建前から許されないことであり、またこの変更により被告は行政庁より国又は公共団体に換えられることは、通常、当事者の任意的変更を認めない民事訴訟の建前に反し、しかも訴えの変更となりますと旧被告の当該訴訟における訴訟状態を承継し、こ

二三

れに拘束される關係にあるからであります。しかし、かかる訴えの差申を認めないことは、原告の係争に欠くところかあるとのそしりを免れませんので、本条によりこれを容認することとしたわけであります。なお、本条におきまして、この訴えの変更は、先程申しましたような性質のものである關係上、第三項においてあらかじめ裁判所が當事者及び新被告の意見を聞くこととし、また、第四項により訴えの変更を許す決定に対しては即時抗告を認めますかこれを許さない決定に対しては不服申立てを許さないこととした次第であります。

次に第二十二條と第二十三條の訴訟参加につきましましては、現行の特例法第六條か第三者の訴訟参加と行政庁の訴訟参加とを區別することなく規定してありまして、それぞれ参加人の訴訟法上の地位が明らかでありませんので、それら二つの訴訟参加に対応して規定を分けてその趣旨を明らかにすることにしたものであります。

ます第二十二條の訴訟参加は、第三十二條において取消判決の効力

二四

八第八條  
の誤り

は第三者にも及ふといたしてあります関係上、その訴訟に参加した第三者については民事訴訟法第六十二条を準用して必要的共同被告の地位に準ずるものといたしてあります。また、かような性質の訴訟参加てありますので、当事者又はその第三者の申立てによる参加の途を却下ことにしたのであり、さらにその第三者は、訴訟参加の申立てを却下する決定に対して即時抗告をすることかてきることとしたのであります。なお、その訴訟参加前の事項につき民事訴訟六十八条の規定を準用して所要の調整をはかることにしております。

次に第二十三条の行政庁の訴訟参加につきましても、その参加の趣旨にかんかみその訴訟上の地位につき民事訴訟法第六十九条の補助参加に準ずるものといたしたのであります。なお、この訴訟参加につきましても現行法と異なり職権のほか、当事者又はその行政庁の申立てによる訴訟参加の途を拓くことといたしてあります。

次に第二十四条は、現行の特例法第九条の規定と同じ趣旨であります。

二五

す。ただ、「公共の福祉を維持するため」という表現は、不適當かつ不必要でありますので、これを削除いたしました。

二六

次に第二十五条の規定は、いわゆる執行不停止の原則、裁判所による執行停止の要件、執行停止決定の手続並びに執行停止決定に対する不服申立てを定めたものであります。

まず第一項は、現行の特例法第十条第一項の執行不停止の原則を維持することにしたものであります。ところでこの執行停止につきましては現行法はたゞ単に執行の停止という用語を用いているにすぎませんか、その意義につき従米叙叙か少くなかつたのであります。そして、本条においては、これを処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止とすることによりその概念を明確にいたしますとともに、裁判所の行う執行停止決定においては、処分の効力の停止はその効果か広く、かつ、強いものでありますので、本条第二項ただし書において処分の執行又は手続の続行によつて目的を達す

ることかてきない場合にのみ許されることといたしました。

次に現行法は執行停止の要件として「債権者へからざる損害を避けるため」と規定しており、これを「回復の困難な損害を避けるため」と改めることといたしましたか、これはこの制度の本来の趣旨からいたしまして金額をもつて償ふことかてきないというよりは広く回復の困難な損害を弁けるためという趣旨であると考えられますし、判例でもそのように解釈されてきましたので、本制度の趣旨に沿つて、その字句を修正いたしましたのであります。さらに第三項において執行停止の要件として公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、執行停止かてきないことといたしておりますのは現行法とありてありますか、従来の判例学説か認めるところに則り、本条訴訟について理由かないとみえるときにも同様に執行停止かてきないことといたしております。なお、現行法においては勝権による停止決定を認めておりますか、従来その実

二七

例もなく、事の性質上不必要なものでありますので、この際この点は削除いたすことといたしました。

二八

次に執行停止の手續におきまして、要件事実か疎明に基づいてなされることにつきまして現行法はその規定を欠いておりましたので、第四項においてこのことを明記することといたしました。

最後に執行停止の申立てを却下する決定に対しては判例上、不服申立てをすることか許されると解釈されております。しかるに執行停止をするが定に対しては、現行の特例法第十條第五項において不服を申し立てることかてきないとされておるのでありますか、これは両者の均衡を失するのみならず、執行停止をする決定に対し不服を申し立てることかてきないとするのは妥当を欠くものと考えられますので、本条第六項におきましては、右のいずれの決定に対しても即時抗告をすることかてきる途を拓きました。たたし、執行を停止する決定に対する即時抗告に対し、民事訴訟法の一般原則に

より原決定の執行を停止することは執行停止の実効性を奪うことともなり得ますので、この即時抗告につきましては、本条第七項により原決定の執行を停止する効力を有しないものとしたのであります。

次に第二十六条は、現行法では裁判所は何時でも職権で執行停止の決定を取り得ることかてきることになつておりますか、先程申し上げましたように、この法律では執行停止の決定に対して不服の途を拓くことにいたしましたので、職権取消しの規定は、これを廃めて民事訴訟の仮処分制度の事情変更における取消しの甲立てと同じ建前を採用いたすことにしたのであります。そして、この申立てに対する決定及びこれに対する不服について本条第二項において所要の規定を設けております。

次に第二十七条におきまして、内閣総理大臣の執行停止に対する異議を存置し、その異議は執行停止の前後を問わすこれを述べることかてきるとするとともに、この異議が不当に行使されないよう配慮した

二九

規定を設けることといたしました。

この執行停止の裁判は、本案の訴訟における終結判決と異なり、判決前の暫定措置としてなされる行政処分的性質のものでありますからこれに対して制約を加えても、差支えのないことは、紳然たる司法作用に対する場合におけるそれとは異なるのであります。他面、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすにおいては、行政府として無関心たり得ないのでありますから、その首長たる内閣総理大臣においてその政治的、行政的責任にかんかみ、裁判所に対し異議を述べた途を拓く必要があるのであります。しかも、この異議は執行停止の裁判の前後を問わすの途をひらく必要があるわけでありまして、このことは執行停止決定後になつて公共の福祉に重大な影響を及ぼすことか明らかになることかあり得ることとに徴しても当然のことと思われるのであります。

現行法におきましては内閣総理大臣が異議を述べた場合の裁判所の

三〇

処置について規定を欠いており、これは従来一般に解釈されており、本条第四項において、決定前に異議があれば、裁判所は執行停止をすることゝできず、また、停止決定後に異議があれば、裁判所はその決定を取り消さなければならぬことといたしました。なお、停止決定後の異議を述べ、裁判断所については本条第五項により、これを明らかにすることといたしております。

しかしもとよりこの異議の制衡力国民の権利救済を不当に侵害するようなことが万一にもあつてはなりません。まず第一に異議を述べることについては理由を附さねばならぬこととし、しかもその異議の理由においては、自分の執行をしなければ公共の福祉に重大な影響が及ぶおそれのある事情を具体的に示すものとしております。そして前者の異議の理由が附されていないときはその異議の効力はなわけてあります。後者の事情の明示を仮に欠くことがあつても異議の効力には影響のないものとする趣旨において規定いたしております。さらに

三一

本条第六項におきまして、内閣総理大臣は、身に止むを得ない場合になければ、この異議を述べないこと及び異議を述べたときは次の常会において国会にこれを報告しなければならぬことといたしました。かような処置により内閣総理大臣の異議力いやしくも乱用にはわたることのないことを期し、かつ、異議を述べることについての政治的責任を明らかにすることといたした次第であります。

三二

次に第二十八条は、現行法上執行停止又はその決定の取消しを申し立てる裁判所がとてあるか明らかではありませんので、これを明らかにいたしましたものであります。

次に第二十九条は、裁決の取消しの訴えの提起があつた場合の執行停止に関し、前四条を準用することといたしたものであります。この規定は、裁決の内容によつては、裁決の執行停止を必要とする場合もあり、また、特別法でいわゆる裁決主義を採つてゐるものにつきましては、裁決の取消しの訴えの提起があつた場合において、原

処分の執行を停止し得る途を拓いておく必要かありますので、これらの必要に応じて設けることにいたしましたものであります。

次に第三十条は、いわゆる教量処分につきましては、行政事件訴訟の裁判の特効にかんかみ、行政庁にての教量権の範囲をこえ又は濫用があつた場合に限り、裁判所は、これを取り消すことかてきるとしたものであります。このことは、学説判例を通し、一般に認められているところてあります。

次に第三十一条のいわゆる事柄判決を定めた規定について申し上げます。現行の特例法第十一条は、本来、たとえば何川の使用許可に基づき大規模なダムが建設せられた後に、その計可が違法であるととして取り消された結果、公の利益に著しい障害を生ずる場合等特別の場合に對処する処置として規定されたものであります。その要件の表現が必ずしも適切ではないため、従来の判決例のうちには、この制度の趣旨に沿わないと思われるものも見い出されるのであります。それで、

三三

まず第一項において、その要件の趣旨をてきるだけ明らかにし、誤解を生しないように改めることといたしました。

三四

次に本条第一項に基づいて、違法であるか請求を棄却する場合、現行の特例法第十一條第二項では処分が違法であることを判決で示さなければならぬことを規定するにとまりますか、判決の効力を明確にするために本文において違法であることを宣言しなければならぬこととしました。

次に第二項は、現行法の認めない新しい制度を導入いたしてあります。すなわち、裁判所は、學案の性質上、相当と認めるときは、終局判決前に、判決をもつて、処分が違法であることを宣言することかてきることとしたのであります。かような裁判を認めました趣旨は、終局判決前に裁判所が違法の判断を示して、行政庁側において損害の除去、補填かなされることを期待し、これを勧奨して終局判決をいたすことによつて事案について妥当な解決を図ろうとしたし

たものであります。この違法宣言の判決は、訴訟法上は、民事訴訟法  
の中間判決とは異なる特殊な中間的裁判でありまして、これに対し  
ては、独立して上訴はできないものと解しております。なお、第三  
項の規定は、判決言の記載において無用な手数を省くためのもので  
あります。

次に第三十二条は、取消判決の効力は、当事者以外の第三者にも及  
ふことを明記いたしましたものであります。これはいわゆる判決の形成的  
効力に因するものでありまして、判決の既判力に関するものではない  
のであります。ところで現行の特例法は、これについて特に規定を設  
けないで、解釈理論に委ねていたわけでございます。取消判決の効  
力も通常の民事訴訟と同様に当事者同士のみに及ぶにすぎないものと解  
すべきであるとする説もございますが、取消判決の効果、すなわち処  
分か取り消された場合の効果か訴訟の当事者と第三者との間で区々に  
なることは、法律秩序の維持の見地から適当とは思われませんので

三五

学説、判例に従つて、取消判決の効力は、訴訟の当事者以外の第三者  
にも及ぶことにしたわけにあります。そしてこれに関連して第二十四  
条の第三者の訴訟参加の規定を整備いたしましたことは、すでにこ説  
明申し上げましたとおりであります。なお、本条第二項で、この規定  
を執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用することにしており  
ますか、これも右同様の趣旨であります。

三六

次に第三十三条は、取消判決の拘束力を定めたものでありまして、  
第一項は、現行の特例法第十二条と同趣旨であります。まず、第二項  
は、たとえば申請を却下した処分を違法であるとして判決によつて取  
り消され、その判決が確定した場合、その申請に対する行政庁の取扱  
いは、従来とすしも一定しておりませんので、第一項の拘束力  
を具体的に明らかにする意味で、処分行政庁は、判決の趣旨に従つて  
改めて申請に対する処分をしなければならないことを特に明記するこ  
とにいたしましたものであります。また、第三項は、たとえば審査請求を

認容した裁決をその内容の違法を理由として取り消す判決が確定いたしましたれば、それによつて不服申立ては、その目的が達成されるわけでありますので、一般的にはここで取り上げる必要はありませんか、しかし認容裁決を手前の違法を理由として取り消す判決が確定した場合については、行政庁がいかなる拘束を受けるかを明らかにしておきませんと不服申立権の保証に欠けるおそれがありますので、前項の規定を準用して、これを明らかにすることにした。なお、第四項は、執行停止の決定についても同様に行政庁を拘束する必要がある場合が考えられますので、第一項を準用することにしたものであります。

次に第三十四条は、先住申し上げましたように、取消判決の効力は第三者にも及ぶといはしましたので、もしその第三項が自己の責めに負すへからざる事由によつて訴訟に参加できず、したかつて重要な攻撃防禦を尽くすことかてきなかつたような場合には、この第三者の利

三七

益を保護する途を講ずる必要がありますし、また、その途は決して閉ざされてはならないものであります。てことかような第三者には特にかつ、例外的に、再訴の訴えを提起することかてきる途を拓いたものであります。なお、第二項で確定判決を知つた日から三十日以内というのは、判決が確定したことを知つた日から三十日以内の趣旨であります。

三八

次に第三十五条は、一般に取消訴訟において訴訟費用の裁判が確定すれば、その裁判の効力は、本来、国又は公共団体に帰属すべきものと考えられるのであります。この種の訴訟においては、形式上は行政庁が当事者又は参加人となつておりますので、訴訟費用額の確定申請をたれか、また、たれにするか、また、強制執行法上の当事者はいすれてあるか等について、従来、取り扱い上幾義、不便かこさいましたので、特にこの占につき明文を設けることとしたものであります。

次に第三十六条は、無効等確認の訴えの原告資格の特例を定めたと

のであります。従火、行政処分は無効確認訴訟の性質につきましても、種々の疑義があることは、先にも触れましたところでございますが、行政事件訴訟を類型化してその適用法則を明らかにするためには、とうしても訴訟の性格をますもつてすつきりとしたものにする必要があるわけでありまして、この訴えの如きは、その代表的なものであります。ところで、現任、行政処分は無効確認訴訟の型態に属するものとして考えられておりますものの多くのもの、たとえば土地買収処分は無効確認訴訟は、その事實において、買収処分は無効であることを前提とする所有権確認訴訟にはならないのでありますので、過去の法律関係の推認という訴訟法の理訓にも反することともなるこのような行政処分の無効確認訴訟というような型態のものを維持しなければならぬ必要性も理論的な根拠はここにも見出せないものであります。そこで本条は無効等確認を求める訴えは、当該処分若しくは、裁決の存否又は効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつ

三九

ては目的を達することかたえないような場合において、これを提起するにつき法律上の利益を有する者のみかこの訴えを提起することかたきるわけでありまして、もとえは買収計画の無効確認等一連の手續中の先行処分の無効確認の訴えとか、許可申請に対する却下処分の無効確認の訴え等かこれで行います。

四〇

次に第三十七条は、不作為の違法確認の訴えの原告資格を定められたものであります。この種の訴えは、たれにても提起できるといたしますのは、不相当でありますので、申請をした者に限つて、提起することかてきるとしたのであります。

次に第三十八条は、無効等確認の訴え、不作為の違法確認等取消訴訟以外の抗告訴訟に以て訴訟に關する規定の準用する範圍を明らかにいたしましたものでありまして、これらに、学説、判例の趣旨に沿つたものであります。

次に第三十九条は、第四条前段の當事者訴訟が提起されたときは、

裁判所は、当該処分又は裁決をした行政庁に出訴の通知をするものとすることを定めたものであります。この趣旨は、裁判所が当該当事者訴訟の対象となつてゐる事件列々に付の不在行政庁に出訴を通知して訴訟参加の、訟を与えよつとするにありませぬ。なお、本令は訓示的なものでありますから、この通知をしなかつたとしても訴訟手続に違法を来たさないと解します。

次に第四十條第一項は、各和訟令に出訴期間の定めがある当事者訴訟について、その出訴期間は、不参期同とすることを定めたものであり、第二項は、このよりな当一者訴訟に第十五條一被告を誤つた訴えの（変更）の規定を準用することとしたものであります。

次に第四十一條は、当事者訴訟に抗言訴訟に関する規定を準用する範囲を明らかにしたものであります。

次に第四十二條は、民衆訴訟及び和訟訴訟については、その特殊性にかんがみ、法律にこれを訂す旨の定めがある場合に於いて、法律に

四一

定める者のみか提起することかてきるとしたものであります。

次に第四十三條は、民衆訴訟又は和訟の特殊性にかんがみ、単に訴訟の対象の類型に従つて、たとえは世令訴訟のように処分を取消しを求める性質のものについては、取消訴訟に準する規定を、地方自治法第二百四十三條の二に規定する納税者訴訟のうち行政処分の無効確認を求めものについては、無効等確認の訴えに関する規定を、また損失補填を求める納税者訴訟については、当事者訴訟に関する規定を準用するというように、抗言訴訟又は当一者訴訟に別する規定を概括的に準用することにしたものであります。これらの訴訟については、他の法令においてそれそれ必然に依して行別の規定があることを前提とするものであります。

次に第四十四條は、現行の特例法第七項七項と同一趣旨でありますか、この規定の趣旨としますところは、公権力の行使を阻害するような仮処分をすることなてききたいというのでありますから、規定の位

四二

置を移し、備則のところに、これを規定いたすことにしたものであります。

次に第四十五条は、私法上の法律関係に関する訴訟において、行政処分  
の存否又は効力の有無が争われている場合には、その訴訟は、行政  
事件において本法にいう行政事件訴訟ではなく、民事訴訟と解されてお  
りますか、その争点が行政処分に対するものであることにかんかみ、  
かつ、知効等確認の訴えとの均衡を考慮して、行政事件訴訟に関する  
規定のうち、若干の事項、たとえば行政庁の訴訟参加の規定（第二十  
三条）、出訴の通知の規定（第三十九条）、職権証拠調べの規定（第  
二十四条）及び訴訟費用の分担の方式の規定（第三十五条）を準用す  
ることについてしたものでございます。

最後に、附則について申し上げます。

附則第一条は、この法律の施行期日を昭和三十七年十月一日とい  
してあります。

四三

附則第二条は、現行の行政事件訴訟特例法を全面改正して本法案を  
提出いたすこととなりましたので、これを廃止することにいたしましたも  
のであります。

四四

附則第三条は、この法律の施行についての経過措置に関する一般原  
則を掲げたものであります。通常の例にならつたものであります。

以下、事項毎に特別の経過措置を定めております。すなわち、  
附則第四条は、第八条（処分取消しの訴えと審査請求との関係）と  
の関係上、この法律の施行前に訴願期間を経過したものにつきまして  
は、この法律施行後も、なお、旧法律第二条の例によることといたして  
おります。

附則第五条は、この法律の施行のに現に併存している新法の取消し  
の訴えについては、第十条第二項の取消しの理由の制限の規定を適用  
しないことにしたものであります。

附則第六条は、第十一条（被告適格）の規定との関係上、この法律

の施行の障壁に存属している取付訴訟の被告適格については、なお、従前の例によることにいたしました。

附則第七条は、第十四条（出訴期間）第一項、第三項、第四項に関する出訴期間の修正措置であります。

附則第八条は、取付訴訟以外の抗告訴訟に関する経過措置であります。第一項は、第九条（原告適格）及び被告適格（第十一条）に関するものであり、第二項は、第十条第二項（取消しの理由の制限）に関するものであります。

附則第九条は、第三十九条（出訴の通知）の規定は、この法律施行後に提起された当事者訴訟についてのみ適用することにしたもので裁判所の負担を考慮したものであります。

附則第十条は、民衆訴訟及び秘閣訴訟に関する経過措置であります。この訴訟で処分又は裁決の取付しを求めるものについては、今申し上げました取消訴訟に関する経過措置に関する規定、すなわち、附

四五

則第四条（訴願前置に関する経過措置）、附則第五条（取消しの理由

四六

の制限に関する経過措置）附則第六条（被告適格に関する経過措置）及び附則第七条（出訴期間に関する経過措置）を準用し、また、この訴訟で処分又は裁決の無効の確定を求めるものについては、無効等確認の訴えに関する経過措置、すなわち、附則第八条（取付訴訟以外の抗告訴訟に関する経過措置）を準用することにしてあります。

附則第十一条は、この法律施行の際現に存属している処分の効力等を争点とする訴訟については、第三十九条（出訴の通知）の規定は、この法律の施行後に新たに処分の有否又は効力の有無が争われるに至つた場合のみ準用することとしたしておりますか、これは、附則第九条で申しましたのと同じ旨であります。

以上をもつて本法案の逐条説明をおわります。

なお、説明の不十分な点につきましては、ご指摘により補足してご説明申し上げます。